

政務活動実施報告書

平成26年11月 6日提出

井原市議会議長 宮地俊則 様

報告者

河合 謙治

期 間	平成26年10月30日(木)～平成26年10月31日(金)
出張先及び セミナー名 講師氏名	東京都千代田区神田駿河台2-1-18 常和御茶ノ水ビル2F 地方議会議員セミナー in 東京 講師：明治大学政治経済学部講師 廣瀬和彦様
出張者氏名	河合謙治
調査項目	1. 議員定数について 2. 議員報酬について

1. 議員定数について	

(1) 議員定数の意義	

○議会は合議体であることから、その成立要件として少なくとも3人以上の構成員 が必要である。	

(2) 地方自治法における議員定数に関する規定	

○市町村の議員の定数は、条例で定める。(法91条)	

(3) 議員定数の規定に係る法律の推移・市制町村制における規定	

○地方自治法第90条及び第91条において、人口区分に応じて上限数を法定し、 その数を超えない範囲内において条例で定数を定めるものと規定されていた。	

(4) 平成23年法改正の理由	

○議会制度の自由度を高め、議会機能を充実・強化させる見地から考える必要が	

1. 報告書は、視察・研修終了後2週間以内に提出してください。
2. スペースが足りない場合は、別途報告資料を添付してください。

あり、すなわち、法定上限制度はもはや不要であり、廃止すべき。

(5) 平成23年法改正前に人口比例方式が採用されていた理由

○議会の議員が住民の声を反映するものである以上、住民の数が多くなれば多くなる程、それに比例して住民の意見の種類も多くなると考えられるから、これを議会に反映させるべき任務を担う議員の数も多くする必要がある。

(6) 議員定数条例の提案権

○議員数を定める条例案については、長及び議員の何れもが提案できる。

(7) 定数を考えるに当たっての要件

- ① 会議体としての議会の能率的な運営
- ② 多数の住民が推す優れた人材の選出
- ③ 地方公共団体の組織全体との均衡
- ④ 議会の権能を発揮できる組織体

(8) 議員定数を考えるに当たっての留意点

- ① 歳出に占める議会費の割合
- ② 定数減少にかかる監視機能への影響
- ③ 面積及び人口にかかる多様な住民意見の議会への反映の可否

(9) 議員定数の基準

- ① 常任委員会数方式
- ② 人口比例方式
- ③ 住民自治協議会方式（または小学校区方式）
- ④ 議会費固定化方式
- ⑤ 類似都市との比較方式（人口規模・財政状況）

2. 議員報酬について

(1) 議会報酬

○議会報酬は、一般の報酬の概念のほかに、その地位に対し、職務と責任に応じて与えられる給付的性格を有する。いわゆる給与的な性格をも併せ有する広い概念で用いられている面もある。

(2) 平成20年法改正において歳費としなかった理由

○歳費という名称は年俸といった性格、色彩を強く帯びるものであると考えられ、地方議会の議員には町村議会等の小規模団体の議会議員も含まれていることから、議員報酬についても年俸といった性格、色彩を強く帯びるような名称を用いることは必ずしも実態にそぐわないと考えられた。

(3) 議員報酬算定の基準方式

- ① 市政への貢献度を把握し、それをもとに議員報酬を定める考え方
- ② 執行部職員の給与を基準とする考え方
- ③ 国会議員の歳費を基準とする考え方
- ④ 日当制を根拠に算出する方法
- ⑤ 当該団体の長の給与額を基準とする考え方
- ⑥ 比較方式
- ⑦ 議会費の割合を一定とし算出する方法

3. 所感

議員定数については、平成23年前は基準があったが、以降は基準がなく、根拠もなく、近隣市町村の定数と比較しながら減らす一方になっている。このままでいくと、委員会等も成り立たなくなり、ますます長の力が強力になり、長の言いなりの市町村になってしまう。最終的には、独裁政治になり、市民の意見は反映されない状況に成りえる可能性を秘めていると考えられます。

議員報酬については、議員活動の多様化により、活動時間が以前と比べて増大している。そのため、議員専門化がますます増えて来ています。しかしながら、報酬

の方は、長、職員に比べて減少される割合が大きく、議員の成り手がいなくなってきたのが現状です。よって、議員年齢も高齢化が進みつつあり、若者の成り手が増えない状況です。

議員定数、議員報酬ともに安易な削減は、市政の運営上において、悪影響であり、市民のためにもゆくゆくは良くないことである。しかしながら、議員自身も、本来の議員活動を十分に理解し、実行していかないと市民にも受け入れられないことである。